

## 【減免基準】

次の①から③の条件をすべて満たす方

- ① 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のある方で、障がい等級が次の表の等級に該当する方（障がい等級要件）

| 項 目   |                              | 障 が い 等 級                   |                      |
|-------|------------------------------|-----------------------------|----------------------|
|       |                              | 障がい者ご本人が運転する場合              | 障がい者と生計を一にする方が運転する場合 |
| 身     | 視覚障がい                        | 1級 2級 3級 4級                 | 1級 2級 3級 4級          |
|       | 聴覚障がい                        | 2級 3級                       | 2級 3級                |
|       | 平衡機能障がい                      | 3級                          | 3級                   |
| 体     | 音声機能障がい                      | 3級（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。） | —                    |
|       | 上肢不自由                        | 1級 2級                       | 1級 2級                |
|       | 下肢不自由                        | 1級 2級 3級 4級 5級 6級           | 1級 2級 3級             |
| 障     | 体幹不自由                        | 1級 2級 3級 5級                 | 1級 2級 3級             |
|       | 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい     | 上肢機能                        | 1級 2級                |
| 移動機能  |                              | 1級 2級 3級 4級 5級 6級           | 1級 2級 3級             |
| が     | 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸の機能障がい | 1級 3級                       | 1級 3級                |
|       | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい         | 1級 2級 3級                    | 1級 2級 3級             |
|       | 肝臓機能障がい                      | 1級 2級 3級                    | 1級 2級 3級             |
| 知的障がい |                              | 総合判定 A                      | 総合判定 A               |
| 精神障がい |                              | 1級                          | 1級                   |

注：・戦傷病者手帳をお持ちの方は、お問い合わせください。

- ・精神障がいは、精神障害者保健福祉手帳に通院医療費受給者番号が記載されているか自律支援医療受給者証の交付を受けている方に限ります。

- ② 次のいずれかの用途で使用すること（使用要件）

ア 障がいのある方ご本人が運転すること

イ 障がいのある方の通院・通学・通勤その他日常生活の必要のために生計を一にする方が運転すること

ウ 障がいのある方（障がいのある方のみで構成される世帯に限ります。）の通院・通学・通勤その他日常生活の必要のために障がいのある方を日常的に介護する方が運転すること

- ③ 次のいずれかの方が所有する軽自動車（障がい者1人につき自家用の自動車(普通自動車を含む)1台に限る）であること（所有要件）

ア 障がいのある方

イ ②のイの場合で、かつ、身体に障がいのある方が18歳未満か知的または精神の障がいをお持ちの場合は、生計を一にする方